

○大和市障害者福祉手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対し、障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 手当の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住している者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（以下この条において「記録されている者」という。）とする。ただし、その者が入院等の理由により記録されている者でない場合においても、その者を監護している保護者が記録されている者であるときは、この限りでない。）で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級、3級又は4級に該当する障害を有するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級又は2級に該当する障害を有するもの
- (4) 前3号に規定する者と同程度以上の者と市長が認めたもの
(手当の支給制限)

第3条 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、手当を支給しない。ただし、第4号に該当する場合については、その年の9月から翌年の8月までの間とする。

- (1) 児童福祉法による児童福祉施設で通所以外の施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人福祉施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害者支援施設その他これに準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に規定する特別児童扶養手当、同法第17条に規定する障害児福祉手当及び同法第26条の2に規定する特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に規定する福祉手当の支給を受けている場合
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条に規定する障害基礎年金を受けている場合
- (4) 対象者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下この号において「扶養親族等」という。）の有無及び人数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額以上

である場合又は対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、対象者の生計を維持するものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び人数に応じて、同令第2条第2項に定める額以上である場合

（手当の額）

第4条 手当の額は、障害者1人につき月額3,000円とする。

（申請及び決定）

第5条 手当の支給を受けようとする者は、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 手当の支給については、前項の申請に基づき市長が決定する。

（手当の支給方法）

第6条 手当は、前条第1項の申請を受理した日の属する月から、手当を支給すべき理由の消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年3月及び9月にそれぞれ当月までの分を支給する。ただし、支給すべき理由が消滅した場合においてその属する月までに未支給分があるときは、随時支給することができる。

（手当の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者がいるときは、その者に支給した手当を返還させることができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、昭和41年7月1日から施行する。ただし、昭和41年6月30日以前から本市に住所を有する児童で同年9月30日までに第5条第1項による申請を受理した者については、第6条の規定にかかわらず同年7月分から支給する。

（経過措置）

2 平成18年10月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第3条第1号中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（同法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設で通所以外の施設を含む。）」とする。

附 則（昭和42年条例第31号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年条例第12号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市心身障害児福祉手当に関する条例の規定は、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和51年条例第9号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第8号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第11号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第13号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第24号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）